

【別添1】

補助対象経費費目

費目	経費の具体例
諸謝金	講演会等の講師等に対する謝礼
旅費交通費	講演会等の講師に対する旅費（※実費）
消耗品費	各種用紙、封筒、イベントで使用する材料費など
印刷製本費	印刷代、写真の現像代、コピー代
通信運搬費	切手、はがき等の郵便料等
保険料	ボランティア保険料など
賃借料	会場使用料、レンタル料、リース料、バス借上など

(注)

- 1 補助対象経費は、原則として費目の欄に掲げる経費で、事業実施のために直接必要となるものです。
- 2 団体の構成員への謝金は、対象となりません。
- 3 スタッフの旅費・交通費は対象となりません。
- 4 会議費（会議・打ち合わせ等の菓子代、弁当代）は、対象となりません。
- 5 事務局の人件費、賃料、光熱水道費、電話代等一般管理費に相当するものは対象となりません。
- 6 器具什器ならびに備品購入費は対象となりません。
- 7 経費の具体例に示されているのはあくまでも例示ですので、具体例以外のものでも補助対象経費となるものもあります。

なお、詳しくは今治市社会福祉協議会今治支部までお問い合わせください。